

# イベントの開催基準等

## 1 適用期間

イベントの開催基準等は、令和3年11月25日（木）以降、当面の間、次のとおりとします。

なお、今後、国の方針に変更があった場合等は、当基準等についても変更を行います。

## 2 イベント参加者の皆様へ

- 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をイベント参加前にスマートフォン等にインストールしていただくようお願いします。また、イベント会場において「安心みえるLINE」のQRコード<sup>1</sup>の掲示がある場合は、読み込んでいただくようお願いします。
- イベント主催者等から、感染拡大防止を目的とした連絡先登録等の求めがある場合には、積極的に応じてください。
- イベントに参加する際は、原則としてマスクを着用し、人と人との距離を確保するなど『新しい生活様式』に基づいて行動するほか、入退場時、休憩時間や待合場所も含めて基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 特に、主催者の存在しない季節の行事などに参加する場合は、基本的な感染防止対策を徹底してください。

## 3 イベント主催者及びイベントを開催する施設管理者の皆様へ

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

### （1）イベント開催の基準

#### ア 感染防止安全計画を策定する場合（参加人数が5,000人超かつ収容率が50%超）

※大声なしのイベントのみ（大声ありのイベントは後述「イ それ以外の場合」参照）

「イベント開催等における必要な感染防止対策」（別紙1）の各項目を着実に実施するため、イベント主催者等が具体的な感染防止対策を記載する「感染防止安全計画」（別紙2-1）を策定し、県による確認を受けた場合の人数上限及び収容率上限は次のとおりとします。

この場合、イベント主催者及び施設管理者の双方は、別紙1の対策を行ったうえでイベントを開催してください。

また、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインがある場合は、上記の対策に加え、当該ガイドラインに則った対策を行ってください。

<sup>1</sup> QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(ア) 人数上限	(イ) 収容率上限
収容定員まで	100%以内（大声なしが前提） 収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

(注)「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することとします。

(大声の具体例)

- ・観客間の大声・長時間の会話
  - ・スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱など（スポーツの得点時の一時的な歓声等は必ずしも「大声」に当たりません。）
- ※大声を出すことを積極的に推奨する、または大声の発生に対する必要な対策を十分に施さないイベントは「大声ありのイベント」に該当します。

○具体的な手続は次のとおりです。

① 「感染防止安全計画」の策定・提出

- ・別紙2-1「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催の2週間前までを目途にメールにより県へ提出してください。（県がその内容を確認し、必要に応じて助言を行います。）その際、併せてイベントの概要がわかる計画書等（既存資料等）も提出してください。（後述するチェックリストの作成・公表は不要です。）
- ・感染防止安全計画の提出後に計画の変更が必要になった場合には、速やかに県へ連絡・相談し、イベント開催日直前の連絡となることがないようにしてください。

② 「イベント結果報告書」の作成・提出

- ・イベントの終了後は別紙2-2「イベント結果報告書」を作成し、イベント終了から1か月以内を目途にメールにより県へ提出してください。
- ・問題が発生（クラスター発生、感染防止対策の不徹底等）した場合は、上記に関わらず、直ちに結果報告書を県へ提出してください。

【提出先】

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
 電話:059-224-2352 メール:kansenta@pref.mie.lg.jp  
 9:00~17:00 ※月~金（祝日除く）

※固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合で、参加人数が5,000人を超える規模のイベントを開催するときは、原則として感染防止安全計画を提出してください。

(注) 感染が拡大した場合について

- ・今後感染状況が悪化し、三重県にまん延防止等重点措置が適用された場合において感染防止安全計画を策定して県による確認を受けたときの人数上限は

20,000人、緊急事態宣言が適用された場合において感染防止安全計画を策定して県による確認を受けたときの人数上限は10,000人とします。(大声なしが前提)

- ・ その場合でも、感染防止安全計画で予めワクチン・検査パッケージ制度を適用する場合には、人数上限を収容定員までとすることができます。
- ・ ワクチン・検査パッケージ制度の適用を含まない感染防止安全計画について県の確認を受けたのち、三重県にまん延防止等重点措置または緊急事態宣言が適用され、その期間中にイベントを開催することとなった場合は、改めてワクチン・検査パッケージ制度の適用を県へ申請してください。
- ・ 仮に感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、ワクチン・検査パッケージ制度を適用せず、強い行動制限を要請することがありますのでご注意ください。

## イ それ以外の場合

感染防止安全計画を策定しない場合における人数上限及び収容率上限は次のとおりとします。

(ア) 人数上限	(イ) 収容率上限	
○収容定員 10,000 人超の場合 ⇒ 収容定員の 50%	大声なしのイベント  100%以内  収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保	大声ありのイベント  50%以内  収容定員がない場合は、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保
○収容定員 10,000 人以下の場合 ⇒ 5,000 人		
○収容定員が設定されていない場合 ⇒ 後述		

※ (ア) (イ) の人数のいずれか小さい方を限度とします。

※ 「大声」の定義は「ア 感染防止安全計画を策定する場合」の(注)と同様。

イベント主催者及び施設管理者の双方は、「イベント開催等における必要な感染防止対策」(別紙1)の対策を行ったうえでイベントを開催してください。

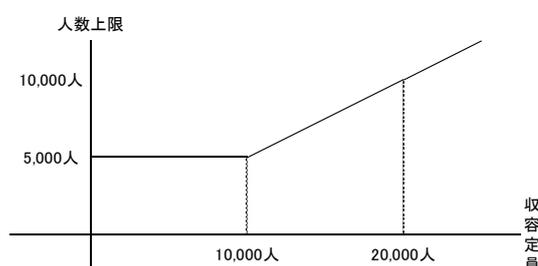
また、「感染防止対策チェックリスト」(別紙3)を作成し、ホームページや会場への掲示等により公表するとともに、チェックリストはイベント終了日から1年間保管してください。

なお、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインがある場合は、上記の対策に加え、当該ガイドラインに則った対策を行ってください。

### (ア) 人数の上限

収容定員が設定されている場合、「5,000人または収容定員の50%のいずれか大きい方」を上限とします。

なお、収容定員が設定されていない場合は、後述(イ)の収容定員が設定されていない場合と同様とします。



## (イ) 収容率の上限

大声での歓声・声援等の有無により次の収容率を上限とします。

### ○大声なしのイベント

別紙1の対策を徹底し、別紙3のチェックリストの作成・公表を前提として

- ・収容定員の100%を上限とします。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう、人と人とが触れ合わない間隔を空けてください。

### ○大声ありのイベント

別紙1の対策を徹底し、別紙3のチェックリストの作成・公表を前提として

- ・収容定員の50%を上限とします。
- ・固定席がある場合は座席を前後左右の1席は空けることとします。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を空けてください。また、その維持が困難な場合は、開催について慎重に判断してください。
- ・大声ありのため参加人数を収容定員の50%以内に抑える場合でも、大声を最小限に抑える工夫や感染リスクを低減する対策を行ってください。

※固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合で、参加人数が5,000人以下の規模のイベントを開催するときは、原則、別紙3のチェックリストを作成・公表してください。

### (注) 感染が拡大した場合について

- ・今後感染状況が悪化し、三重県にまん延防止等重点措置または緊急事態宣言が適用された場合において感染防止安全計画を策定しないときの人数上限は5,000人とします。（収容率上限は変更なし。）

## (2) イベントにおける飲食について

○飲食を伴う、または飲食が可能であるイベントについては、飲食専用エリア以外（例：観客席等）においては飲食の自粛を求めてください。

ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においては、この限りではありません。

○酒類を提供する場合には、飲酒による大声等を防ぐ具体的な対策を講じるとともに、問題発生時には退場処分や酒類の提供中止等を行うこととし、その旨を参加者に事前に周知してください。

※入場時の連絡先把握やアプリ等を活用した参加者の把握のため、接触確認アプリ（COCOA）や「安心みえるLINE」を活用してください。

（安心みえるLINE）

[https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076\\_00003.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00003.htm)

別紙1 イベント開催等における必要な感染防止対策

項目	基本的な感染防止対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
<p>①飛沫の抑制 (マスク着用 や大声を出さ ないこと)の 徹底</p>	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク (品質の確かな、できれば不織布)の正しい着用や大声を出さない ことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、 個別に注意、退場処分等の措置を講じる</p> <p>*大声を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に 声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要 な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。</p> <p>*大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常 に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではない ため、対策を徹底すること。</p> <p>*飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発す るような、大音量のBGMや応援なども含む。</p> <p>*適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省ホームペー ジ「国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)」参照。</p>	<p>○マスクを着用しない者や大声を出す者に対する 個別注意等の具体的方法の検討・実施</p> <p>・マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する 観客の退場措置の事前準備・周知(チケット購 入時の約款に明記等)。</p> <p>・応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整。</p> <p>・警備員や映像・音声によるモニタリング、個別 注意や退場の徹底のための実施計画。</p> <p>○新たな鑑賞・応援方式を根付かせるための取組 の工夫(演者からの呼びかけ等)</p>
<p>②手洗、手指 ・施設消毒の 徹底</p>	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す(会場出入口等へのアルコ ール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施)</p> <p>□主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部等)の定期的かつ こまめな消毒の実施</p>	<p>○具体的な手洗場、手指消毒液の設置場所、 準備個数等の計画の検討・実施</p> <p>○施設内の消毒(箇所・頻度等)の計画の検討・ 実施</p> <p>○アナウンス等での手洗・手指消毒の呼びかけ</p>

項目	基本的な感染防止対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
③換気の徹底	<input type="checkbox"/> 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分以上）の徹底 ＊室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。 ＊屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 ＊必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。	<input type="checkbox"/> 各施設の設備に応じた換気計画の検討・実施 ・施設に備わっている換気設備の確認、その仕様をふまえた適切な換気計画の策定。 ・CO2測定装置による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施。 ・換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス。
④来場者間の密集回避	<input type="checkbox"/> 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 <input type="checkbox"/> 休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 ＊入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 <input type="checkbox"/> 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 ＊「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。	<input type="checkbox"/> 開場時間の前倒しや時間差・分散退場の実施、交通機関との連携（駅付近の混雑度データをふまえた増便等）による誘導計画 <input type="checkbox"/> 密になりやすい場所での足形マークの設置、マーキング、誘導員等の配置による誘導等の実施計画 <input type="checkbox"/> CO2測定装置等を活用した混雑状況の把握・管理と適切な誘導 <input type="checkbox"/> 収容率をふまえた、密集回避に適した観客席の座席配置の工夫

項目	基本的な感染防止対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
⑤ 飲食の制限	<input type="checkbox"/> 飲食時における感染防止対策（飲食店に求められる感染防止対策等をふまえた十分な対策）の徹底 <input type="checkbox"/> 飲食中以外のマスク着用の推奨 <input type="checkbox"/> 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 * 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 三重県の飲食店等への要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒による大声等を防ぐ対策を検討）	○ 飲食可能エリアにおける飛沫感染等を低減する具体的な感染防止対策の策定 ○ 飲食・アルコールを必要最小限に抑える方策の検討・実施 ○ 安全なイベント開催のための、飲酒による大声発生等の問題発生時には退場処分や酒類の提供中止等の対策を事前に周知
⑥ 出演者等の感染防止対策	<input type="checkbox"/> 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する * 体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 <input type="checkbox"/> 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する * 練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 <input type="checkbox"/> 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）	○ 日常から行う出演者やスタッフ等の健康管理方法の検討 ・ 出演者やスタッフ等の必要に応じた検査の実施。 ・ 健康アプリの活用等。 ○ 出演者やスタッフ等と観客の接触防止対策（動線計画・ファンサービスの自粛等）の策定、出演者やスタッフ等及び観客双方への呼びかけ

項目	基本的な感染防止対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
⑦参加者の把握・管理等	<p>□チケット購入時又は入場時の連絡先把握やアプリ等を活用した参加者の把握</p> <p>＊接触確認アプリ（COCOA）や三重県「安心みえるLINE」（<a href="https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00003.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00003.htm</a>）を活用。</p> <p>＊原則、参加者全員に対してアプリダウンロード又は、氏名・連絡先等の把握を徹底。</p> <p>□入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止</p> <p>＊チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。</p> <p>□時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起</p>	<p>○チケット購入時の参加者の連絡先把握</p> <p>○COCOA や「安心みえるLINE」による来場者情報の把握・管理手法の確立（アプリ等の確実なダウンロード、「安心みえるLINE」QRコードの入口への掲示や来場者情報を把握するための具体的な措置の検討）</p> <p>○直行・直帰等のイベント前後の感染防止対策に関する具体的な措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者への直行・直帰の呼びかけ。</li> <li>・警備員による公共交通機関への誘導等。</li> </ul> <p>○検温・検査実施のための体制・実施計画</p> <p>○有症状者の入場を防止できるキャンセルポリシーの整備</p>

※上記に加え、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」に記載の要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守してください。

※「感染防止安全計画」を策定しないイベントについては、「具体的な対策例」を参考に、個々のイベントにおける感染防止対策が適切に実施できているかをチェックした「感染防止対策チェックリスト」をホームページ等で公表してください。

※「感染防止安全計画」を作成し県へ提出・確認を受けることで、収容定員までの規模でイベントを開催することができます。（三重県に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されていないとき。大声なしのイベントに限る。）

※三重県に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されたときは、「感染防止安全計画」を県へ提出・確認を受けた場合の人数上限は、緊急事態宣言の場合 10,000 人、まん延防止等重点措置の場合 20,000 人までとなりますが、「感染防止安全計画」に加えて、「ワクチン・検査パッケージ制度」を適用することで、収容定員までの規模でイベントを開催することができます。（大声なしのイベントに限る。）

# 感染防止安全計画

## 1. 開催概要

イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載してください。)	
出演者・ チーム等	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)	
開催日時	令和 年 月 日 ( 時 分 ~ 時 分) ※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。	
開催会場	(会場のURL等があれば記載してください。)	
会場所在地		
主催者		
所在地		
連絡先	(電話番号、メールアドレス)	
収容率 (上限)	<input type="checkbox"/> 収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> 収容定員なし 人と人とが触れ合わない程度の間隔
	いずれかを選択 (いずれも大声がないことを担保)	
収容定員	〇〇,〇〇〇人	—
参加人数	〇〇,〇〇〇人	
ワクチン・検査パッケージ 制度の適用	<input type="checkbox"/> 緊急事態措置区域：人数上限10,000人を収容定員まで緩和 <input type="checkbox"/> まん延防止等重点措置区域：人数上限20,000人を収容定員まで緩和	
その他 特記事項		

(\*) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。















3～4は、該当する場合のみ記載してください。

### 3. ワクチン・検査パッケージに関する実施計画

※緊急事態措置やまん延防止等重点措置の発令時に、人数上限を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合に記載

※「ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱（令和3年11月19日付け事務連絡）」及び「「ワクチン・検査パッケージ」の実施に係る留意事項等について（令和3年11月19日付け事務連絡）」を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

- 「ワクチン接種歴」及び「検査結果」のいずれも対象としている。
- 実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。

（記載欄）

- 「ワクチン接種歴」及び「検査結果」の確認方法について具体的に記載してください。

（記載欄）

- 抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」に従い、適切に実施している。
- その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従い、適切に実施している。

### 4. 専門家との調整状況

※専門家の事前確認を受けた場合に記載

助言を受けた専門家：（所属）  
（氏名）

主な助言内容：

# イベント結果報告書

別紙2-2

○イベントの情報（公表する場合、\*については適宜）

イベント名	
出演者、チーム等	
開催日時	
主催者	
主催者所在地（都道府県） *	
主催者所在地（市区町村） *	
主催者所在地（番地等） *	
開催会場（名前）	
都道府県	三重県
都道府県コード	24
会場所在地（市区町村）	
会場所在地（番地等）	
会場収容定員	
予定参加者数	
当日参加者数（不明の場合は“-”を入力）	
催物の類型	
感染防止安全計画策定の有無	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁、各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

○**感染者の参加** →大規模クラスター発生の場合は、別途、行政による調査にご協力ください

感染者発生の有無	
感染者数及び確認時点	○,○○○人（○月○日時点）
疑われる感染の態様	
対応状況	
考えられる感染の原因  ※イベント自体ではなく、家庭内感染や催物前後の共通行動が原因と考えられる場合は、その旨ご記載ください	

○**感染防止対策不徹底（感染防止安全計画の記載内容の未実施等を含む）**

感染防止対策不徹底の有無	
具体的な不徹底事由	
不徹底の原因	
今後の改善策 （具体的行動、スケジュール）	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁、各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

# イベント開催時のチェックリスト

別紙 3

【第1版（令和3年11月版）】

## 開催概要

本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。

イベント名

(開催案内等の URL があれば記載してください。)

出演者・  
チーム等

(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧を作成してください。)

開催日時

令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

(複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧を作成してください。)

開催会場

会場所在地

主催者

主催者所在地

主催者連絡先

(電話番号)

(メールアドレス)

収容率  
(上限)

100% (※)  
(大声なし)

人と人が触れ合  
わない程度の間隔

50% (※)  
(大声あり)

十分な人と人との間隔  
(できるだけ2m、最低1m)

収容人数

〇〇,〇〇〇人

参加人数

〇〇,〇〇〇人

その他の  
特記事項

(大声なしの場合は、大声なしと判断した理由や、大声を伴わないことを担保する具体的な対策を記載してください。)

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

# 感染防止対策チェックリスト

【第1版（令和3年11月版）】

## 基本的な感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止対策）を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

### ① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底

- 【大声なしの場合】  
飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声（※）を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。

（※）大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とする。

【大声ありの場合】  
「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声を出す行為」と読み替える。

### ② 手洗、手指・施設消毒の徹底

- こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）。
- 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施。

### ③ 換気の徹底

- 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底。

### ④ 来場者間の密集回避

- 入場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施。
- 休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築。
- 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保。

# 感染防止対策チェックリスト

【第1版（令和3年11月版）】

## 基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止対策）を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

### ⑤ 飲食の制限

- 飲食時の感染防止対策（飲食店に求められる感染防止対策等をふまえた十分な対策）の徹底。
- 飲食中以外のマスク着用の推奨。
- 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛。
- 三重県の飲食店等への要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には、飲酒による大声等を防ぐ対策を検討）。

### ⑥ 出演者等の感染防止対策

- 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。
- 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。
- 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）。

### ⑦ 参加者の把握・管理等

- チケット購入時又は入場時の連絡先把握やアプリ等を活用した参加者の把握。
- 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。
- 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起。

上記に加え、「三重県指針」に記載の要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。